

180303TOKYO

基礎学習者のための
民法(債権法)改正

【改正民法フォロー講義】 Vol.1

辰巳専任講師・弁護士

原 孝至 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

目 次

第1編 総則	1
第6章 意思表示	1
第2節 心裡留保（93条）	1
第4節 錯誤（95条）	4
第7章 代理	12
第1節 総説	12
第2節 代理制度の法律関係	16
I 代理権—本人・代理人関係	17
II 代理行為—代理人・相手方関係	28
III 復代理制度	35
第3節 無権代理	37
I 狭義の無権代理	37
II 表見代理	44
第11章 時効	54
第1節 総説	54
第3節 消滅時効	71

債権法分野を中心とした、120年ぶりとなる民法大改正法案が、2017年4月14日に衆議院を、5月26日に参議院をそれぞれ通過・成立し、6月2日に交付されました。

この改正が2020年4月1日に施行されることが決定されたことから、2018年1月29日に法務省が2018年と2019年の司法試験および予備試験は旧法で、2020年以降の司法試験および予備試験は改正法で出題することを発表しています。

民法（債権法）改正の特徴の1つとして、判例・学説上確立したルールについて明文化・合理化して整理しなおしていることがあげられるため、旧法と対比して学ぶことで、双方の理解が深まるという相乗効果が期待できます。改正法の民法の対策としてはもちろん、旧法の民法の復習としてもご利用ください。

このテキストは、「新・スタンダードテキスト民法ⅠⅡ」を基に、改正点が多く含まれている項目を抜粋し、改正情報を付け加えています。改正部分は下線でわかりやすいようにしており、また、条文は旧法・改正法を原則的に併記し、変更部分に下線を引いております。

第1編 総則

第6章 意思表示

第2節 心裡留保（93条）

旧法（心裡留保）

第93条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

●改正法（心裡留保）

第93条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

改正法93条1項は、「表意者の真意」を「表意者の真意ではないこと」と変更し、相手方が表意者の真意の内容まで知らなくとも、相手方が真意と異なる意思表示をしていることを知り、又は知る可能性があったならば無効としている。

同条2項は、従来判例通説が「民法94条2項を類推」して認めていた法理を明文化したものである。

第1 意義

表意者（表示行為をした者）が、そのなした表示行為に対応する真意のないことを知りながらする単独の意思表示

言い換えれば、表示上の効果意思と内心的効果意思が符合しないことを表意者が知っている場合である。例えば、売る気もないのに「このパソコンを10万円で売ってやる」という場合である。

第2 趣旨

この場合、相手方は、一般的には表意者の言動を信用することが多いし、また、そのような虚言をなした者を保護する必要性は低いので、表示主義を採用して、当該表示行為に即した効果を付与するのが原則となる。ただ、相手方がそのような虚言であることについて悪意または有過失であるときには（友人同士の会話を想起せよ）、そのような相手方を保護する必要性はなく、意思主義的に考えて、当該表示行為に即した効果は生じない、すなわち、無効であるとするのが法の立場である。


第3 要件

- 1 表示行為の存すること
ただし、当事者の真意を問題とすべき身分上の法律行為は除く。
- 2 表示上の効果意思と内心的効果意思が符合しないこと
- 3 表意者がそのことを知っていること

第4 効力

- 1 原則
有効である（表示主義）。
- 2 例外
無効である（意思主義）。
その表示を受けた者が、表意者の内心的意思について悪意または有過失の場合（真実の内心的意思を知っていたか、又は一般人の注意をもってすればその内心的意思を知ることができた場合）には、無効となる。

(1) ただし書の立証責任


	論点01 誰が立証責任を負うか。
---	----------------------------

→ 表意者が負う。

(理由)

無効となることは表意者に有利であって、自分に有利な効果をもたらす側で立証すべきだからである。

(2) 相手方からの無効主張

	論点02 相手方からの無効主張することは認められるか。
---	---------------------------------------

A 肯定説


(理由) 93条本文は、相手方を保護する規定であるから、相手方が無効でよい、というのであれば認めて差し支えない。

B 否定説

(理由) ① 無効主張の利益は表意者にある。
② いったん契約を欲した相手方を保護する必要もない。

3 例外の例外

(1) 旧法における取扱い

	論点03 甲が、贈与の意思もないのに壺を乙に贈与する旨の意思表示をしたところ、乙がこれを自分の物として丙に売り渡した。甲の心裡留保について、乙が悪意、丙が善意であった場合、甲は、丙に贈与の無効を主張できるか。
---	--

→ 94条2項を類推適用する。

(理由)

- ① 契約当事者双方が真意でない事を知っている点で、通謀虚偽表示(94条)に類似する。
- ② 取引の安全のために一般第三者を保護する必要がある。

(2) 改正法における取扱い

無効は「善意の第三者」に対抗することができない(同条2項)

「対抗することができない」とは、善意の第三者からは、無効を主張することも有効を主張することも許されるが、善意の第三者に対して無効を主張することは、当事者のみならず他の第三者も許されないということである。本条項は、第三者保護のための規定であるからである。

本条の趣旨は、以下のとおりである。意思表示の外形を信じて取引関係に入った者を保護する必要がある。反面、虚偽の意思表示をして真実を伴わない外形を作り出した者が、その権利を失う結果になってもやむを得ない(保護に値しない)。

第5 適用範囲

1 当事者の真意を問題とすべき身分上の法律行為

このような行為については適用がない。

2 代理人または代表者の権限濫用

93条ただし書を類推適用するという考え方がある(最判昭42.4.20, 最判平4.12.10 百選I No.26)。

※ 改正法では、代理人または代表者の権限濫用については、規定(107条)が設けられたことに伴い、旧法93条ただし書の類推適用はされないことになると思われる。

第6 心裡留保と自然債務

「真意ではない」意思表示といっても、まったくの戯れ言とはいえない、軽い気持ちでの安易な約束は異なる。後者は、自然債務と呼ばれる。

自然債務とは、契約として完全な拘束力をもたない債務を意味する。

約束者が進んで履行すれば有効な履行となるが、相手方から履行を強要することはできない(カフェー丸玉女給事件 大判昭10.4.25)。

続きは製品版でご覧ください。